

ふくちやま



上下水道だより

第10号

平成27年6月 福知山市上下水道部発行
〒620-0876 福知山市字堀(水内)945番地
ホームページ <http://www.kouei.fukuchiyama.kyoto.jp/>



市民交流プラザふくちやま1階ロビーに展示した容量300リットルの「雨水貯留槽」

「家庭でもできる浸水対策!」 雨水貯留槽の設置を進めています。

雨水貯留槽は、建物の屋根に降った雨水を雨どいからためるタンクです。雨の日にはタンクに雨水をためて浸水被害を減らすとともに、ためた水は、花や庭木への水やり、洗車などに利用できます。(ためた水は、できるだけ早く使いきってください。)

福知山市では、市民協働による治水対策の一つとして雨水貯留槽の設置を進め、市街化区域の住宅や事業所などに100リットル以上の雨水貯留槽を設置された方に補助金を交付しています。今年4月からは補助金の額を購入価格の3分の2(4万円を限度)に引き上げ、補助制度を一層充実させました。

ぜひ一度モデルをご覧ください、ご検討ください。

詳しくは、福知山市上下水道部お客様サービス課窓口係(Tel. 22-6500)まで。

下水道による浸水対策事業の推進

(1) 浸水対策事業の状況

福知山市の下水道事業では、市街化区域の浸水対策事業を行っています。

平成13年度から合流式下水道区域である中部排水区で浸水対策事業を開始し、道路の地下に貯留施設3カ所(7,300m³)を設置し、平成21年6月に完成しました。

また、弘法川排水区においても、公園の地下に雨水貯留施設3カ所(5,000m³)を設置し、平成25年3月に完成しました。

引き続き、集中豪雨などの浸水被害の軽減を図るため、平成25年度から法川排水区・土師排水区に対して、貯留施設等の整備を順次実施しており、この度、法川排水区の高田貯留施設が平成27年4月に完成しました。また、土師排水区の土師新町貯留施設が平成27年5月に完成しました。



高田貯留施設

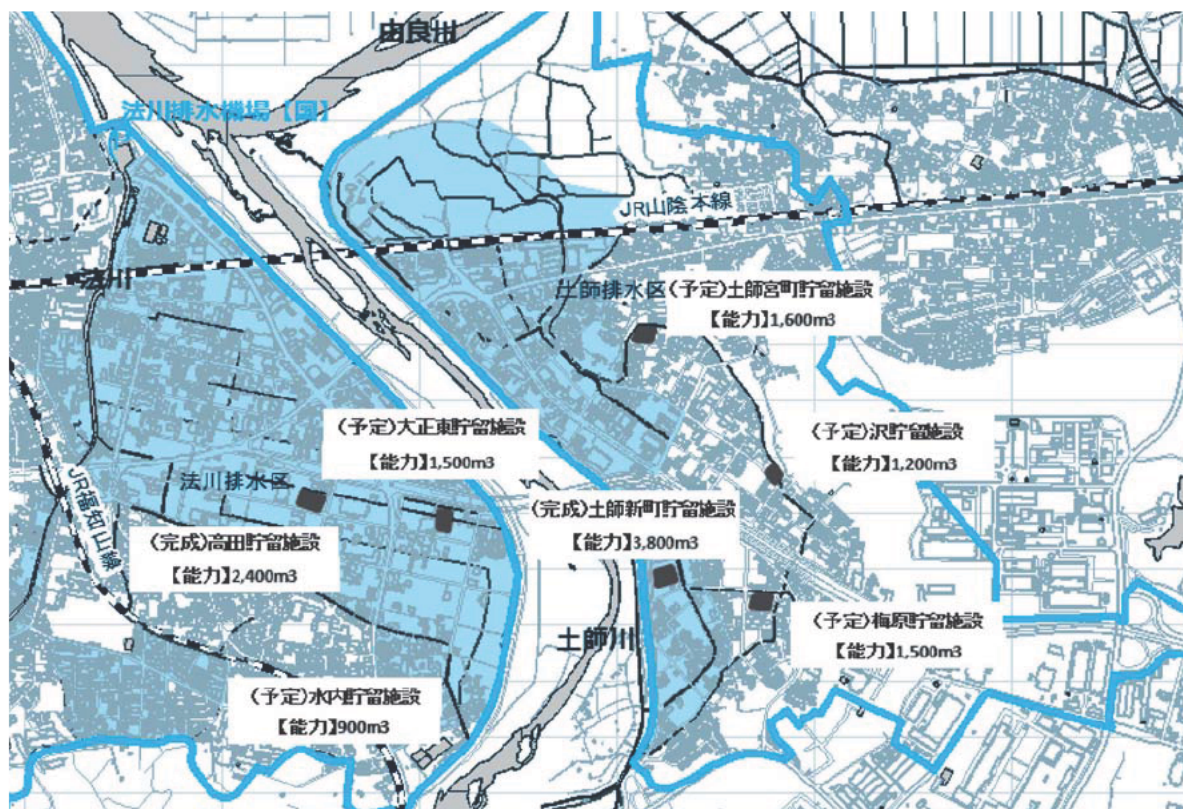


貯留施設内

(2) 今後の浸水対策事業について

昨年の8月豪雨と同程度の降雨が発生した場合での床上浸水の概ね解消を目指し、国・府・市が連携して総合的な水対策に取り組みます。

平成27年度においては、大正東貯留施設・土師宮町貯留施設を施工予定です。



みなさまからのご意見・ご質問にお答えします。

昨年12月に発行した上下水道だよりに回答用はがきを掲載し、アンケートを実施した結果、161件の回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。いただいたご意見ご質問等は今後の上下水道事業に活かしていきたいと思っております。今回いただいた質問等から5件紹介し、回答を掲載します。

アンケートの結果から Q&A

Q.1 水道料金について、他市に比べ高いように思うのですが、福知山市の請求料金について教えてください。(担当 お客様サービス課)

A.1 福知山市の水道をご利用いただきありがとうございます。上水道料金は市町村ごとに計算方法が異なっており、単純な比較は困難ですが、例えば一般的なご家庭でメーター口径が20mm、1ヵ月の使用量が20m³の場合、福知山市では2,867円ですが、北部4市(舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市)の料金を平均すると3,364円となります。

なお、公共下水道使用料等を併せて徴収していますので、検針時に発行する「上下水道使用量等のお知らせ」及び「上下水道使用量・口座振替のお知らせ」をご確認ください。

Q.2 常においしい水を供給する努力に感謝しています。今後もより安全な水の提供を望むところですが、水質検査はどのように行なわれているのですか?定期的に実施されているのですか?(担当 水道課)

A.2 福知山市上下水道部では、全ての浄水場の水道水質について、法令に基づき定期検査を実施しています。また、各施設の水質測定機器で24時間監視し、水道水の安全を確認しています。



Q.3 水質を守るため、住民や企業が排水処理を正しくするよう、再度確認の意味も含め気をつけなければならないことを教えてください。(担当課 下水道課)

A.3 下水道への排除基準は、下水道法及び福知山市下水道条例で定められています。工場などで排除基準を超える場合は処理施設を設置いただき、管理の徹底をお願いしています。ご家庭からの排水については、次のものは流さないようにしてください。

- 詰まりの原因となる「油」「野菜くず」「髪の毛」「布」「紙おむつ」など
- 下水管や汚水ますを溶かしたり、火災・爆発の原因となる「ガソリン」「灯油」「シンナー」「アルコール類」など 揮発性や引火性の高いもの。

特にトイレにはトイレペーパー以外の紙は水に溶けないので流さないでください。ティッシュペーパー、ウエットティッシュなども水に溶けませんので注意してください。



Q.4 水道施設・下水道施設の見学をしてみたいと思うのですが、可能ですか?

また、可能であれば手続き等はどのようにすればよいのですか?(担当課 水道課・下水道課)

A.4 可能です。ただし、平日の午前9時から午後4時までとさせていただきます。また、場内の工事等でお断りする場合がありますのでご了承ください。

申込用紙に日時、見学者人数、目的、代表者の氏名・連絡先等を記入し、あらかじめお申し込みください(堀水内の上下水道部庁舎2F)。詳しくは、水道施設は水道課(22-6502)まで、下水道施設は下水道課(23-2086)までご連絡ください。申込用紙は上下水道部のホームページからダウンロードできます。

Q.5 異常にメーター数値が上がっているときや、水漏れの情報などはすぐに知らせてくれるのですか?(担当課 お客様サービス課)

A.5 福知山市では2ヵ月に一度、水道メーターの検針を行っていますが、その際に漏水の疑いがあることが判明した場合には、検針員がお客様にお声かけしています。なお、ご不在の場合は、お知らせのメモを投函しています。

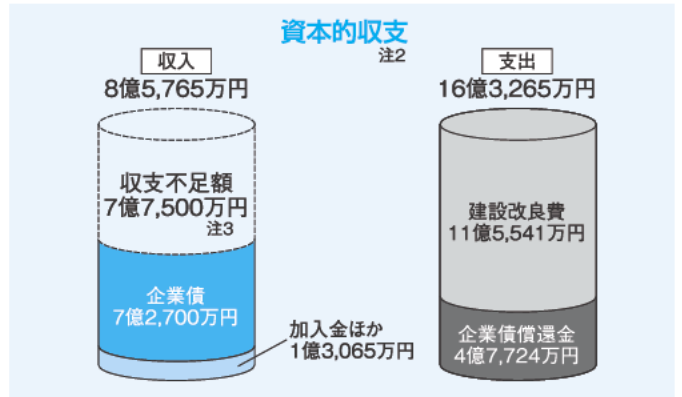
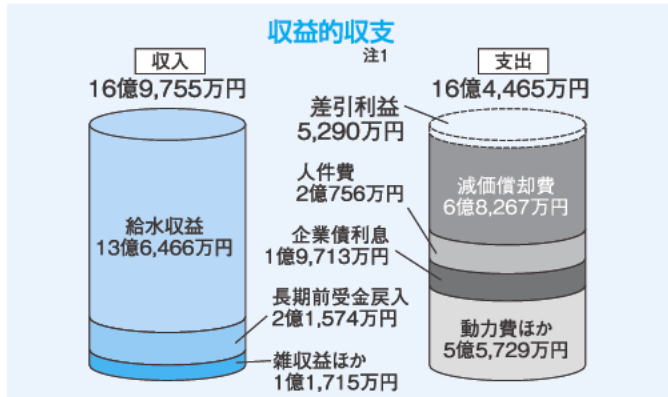
平成27年度福知山市上下水道部所管事業予算について

平成27年度の福知山市上下水道部が所管する各事業の予算概要をお知らせします。

◎水道事業会計

- 業務の予定量
 ◎給水戸数 2万8500戸
 ◎年間総給水量 819.6万m³

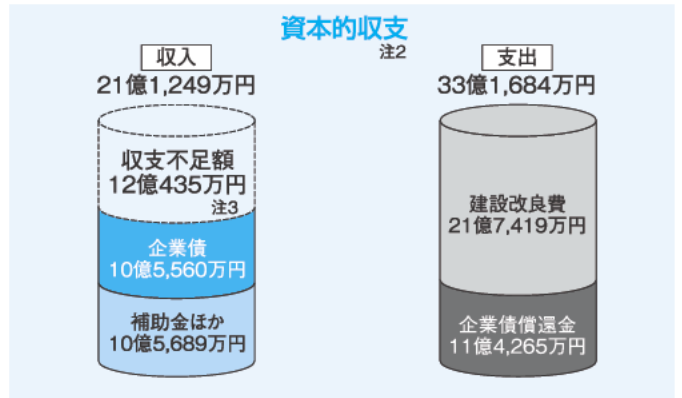
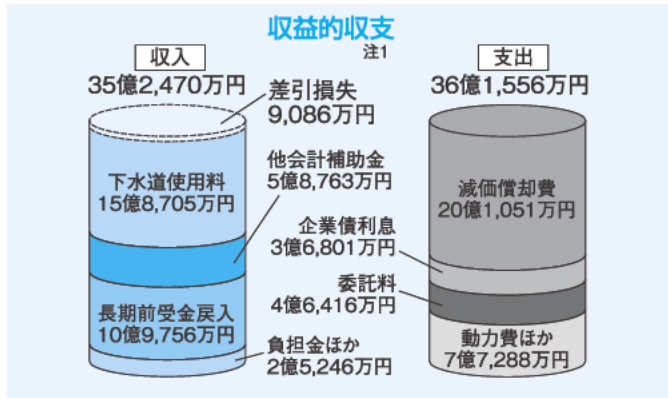
- 主な事業
 ◎掘浄水場緩速ろ過池更新工事
 ◎配水管の布設替工事



◎下水道事業会計

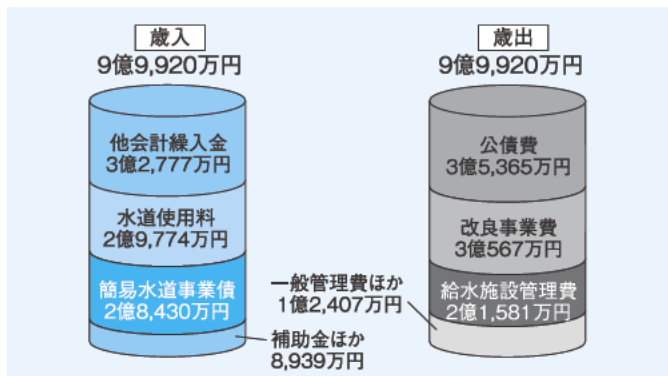
- 業務の予定量
 ◎処理戸数 2万9310戸
 ◎年間処理水量 1780.7万m³

- 主な事業
 ◎土師、堀地区貯留施設設置工事
 ◎ポンプ場の設備更新工事
 ◎終末処理場の設備更新工事



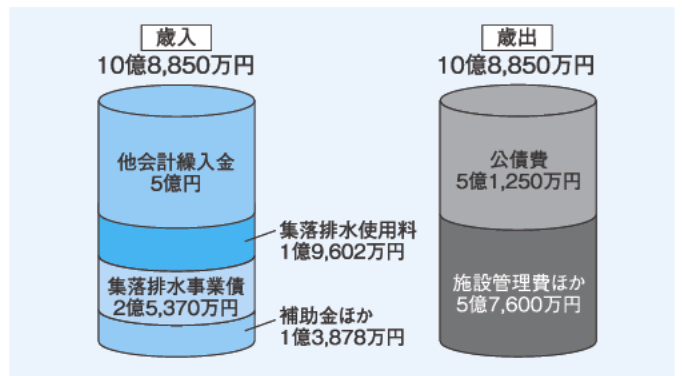
◎簡易水道事業特別会計

- 主な事業
 ◎水道未普及地域解消事業、生活基盤近代化事業



◎農業集落排水施設事業特別会計

- 主な事業
 ◎市内21地区の農業集落排水施設などの維持管理



注1:水道の供給や下水処理をするために必要な費用と、料金や使用料などの収入
 注2:水道・下水道施設の整備や拡張するための費用とその財源
 注3:純利益や減価償却費など企業内部に留保された資金で不足額を補います。

◎平成27年4月1日付、人事異動により職務代理者が中川義一に変わりました。
 ◎平成27年6月15日から福知山上下水道サービスセンターが、上下水道部庁舎から、下記住所に移転します。
 新住所 福知山市宇堀931番地(電話番号に変更はありません)

お問い合わせ先

福知山市上下水道部

水道・下水道事業についてのご意見やご要望をお待ちしています。
 Eメール:soumu1@kouei.fukuchiyama.kyoto.jp

- 総務課 0773-22-6503
- 下水道課 0773-23-2085
- お客様サービス課 0773-22-6501
- 終末処理場 0773-23-2086
- 水道課 0773-22-6502
- F A X 0773-22-6540

